



## 信金中央金庫 紺綬褒章の褒状伝達式を行います

- 信金中央金庫が、令和2年度に行った気仙沼市への御寄附に対し、今般、紺綬褒章が授与されました。
- このことにつきまして、信金中央金庫東北支店に対し、市長から褒状の伝達を行います。

### 1 伝達式

- |         |  |            |
|---------|--|------------|
| (1) 日時  | 令和5年9月28日（木）   | 15時～15時30分 |
| (2) 場所  | 気仙沼信用金庫本店（気仙沼市南町）  | 4階 会議室     |
| (3) 出席者 | 信金中央金庫 東北支店長 星住 圭一 様<br>気仙沼信用金庫 理事長 小山 栄太郎 様<br>気仙沼市長 菅原 茂 様 | （伝達）       |

### 2 寄附の経緯

令和2年6月に創立70周年を迎えた信金中央金庫では、記念事業として、企業版ふるさと納税の仕組み等を活用した地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」を創設しました。

信金中央金庫から、このスキームにより令和3年2月に本市に1,000万円の御寄附をいただき、令和3年度に「ローカルファーストに基づいた地域経済循環推進事業」（買い物調査や市内経済分析、事業者とのワークショップなど）を実施しております。

### 3 紺綬褒章とは

紺綬褒章は、公益のために私財を寄附した個人又は団体を顕彰する制度です。寄附金額の基準は、団体においては「1,000万円以上の現金又は、評価額が1,000万円以上の物件」とされています。

市が寄附を受けた場合は、市から県を通して国へ候補者を推薦し、閣議決定を経た上、裁可を得て発令されます。今回「伝達式」として、寄附を受けた自治体から受賞者へ伝達を行います。